

総務委員会・分科会 会議記録

- 1 期 日 令和元年6月21日（金）
午前9時26分 開会
午前11時57分 閉会
- 2 場 所 第1委員会室
- 3 出席委員 副委員長 浅田 徹
委員 芦田 竹彦、足田 仁司、
清水 寛、椿野 仁司、
村岡 峰男
- 4 欠席委員 委員長 井垣 文博
- 5 説明員 （別紙のとおり）
- 6 傍聴議員 なし
- 7 事務局職員 主幹兼議事係長 佐伯勝巳
- 8 会議に付した事件 （別紙のとおり）

総務副委員長・副分科会長 浅田 徹

総 務 委 員 会 次 第

令和元年6月21日（金）9：30～
第1委員会室

1 開会

2 委員長あいさつ

3 協議事項

(1) 付託・分担案件の審査について〔別紙：議案付託表・分科会分担表〕

ア 委員会審査

イ 分科会審査

(2) 意見・要望のまとめについて

ア 分科会意見・要望のまとめ

イ 委員会意見・要望のまとめ

(3) 懇談会（意見交換会）について

ア 日 時：7月31日（水） 午後1時30分から2時間程度

イ 場 所：第1委員会室

ウ 相手方：イーブンネットたじま

エ テーマ：（仮）男女共同参画・ジェンダーギャップ解消の現状と課題

(4) 閉会中の継続審査申出について

4 報告事項

(1) 豊岡市コミュニティセンター個別施設計画について

5 その他

6 閉会

令和元年第 1 回豊岡市議会（定例会）議案付託表

【総務委員会】

報告第 4 号 専決処分したものの承認を求めることについて

専決第 5 号 豊岡市市税条例の一部を改正する条例制定について

報告第 8 号 平成30年度豊岡市土地開発公社の決算について

第46号議案 物件購入契約の締結について

第47号議案 物件購入契約の締結について

第51号議案 物件購入契約の締結について

第54号議案 豊岡市事務分掌条例及び豊岡市行政改革委員会条例の一部を改正する条例制定について

第55号議案 豊岡市市税条例等の一部を改正する条例制定について

第59号議案 豊岡市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

予算決算委員会付託議案に係る分科会分担表

【総務分科会】

報告第 4 号 専決処分したものの承認を求めることについて

専決第 6 号 平成30年度豊岡市一般会計補正予算（第13号）

報告第 5 号 平成30年度豊岡市繰越明許費繰越計算書について

第60号議案 令和元年度豊岡市一般会計補正予算（第 1 号）

総務委員会出席当局職員

令和元年6月定例会

委員会名	部局名	出	部長級	出	次長級	出	課長級	出	課長級	出	課長級	出	課長級	出	全
総務委員会	議会事務局	○	松本 幹雄				宮本 ゆかり							1	2
	政策調整部	○	塚本 繁樹											7	9
		○	正木 一郎												
	秘書広報課						山口 繁樹 ● 和田 征之								
	財政課					○	畑中 聖史								
	政策調整課					○	井上 靖彦								
	公共施設マネジメント推進室				土生田 哉										
	防災課	○	宮田 索			○	原田 泰三							7	9
	総務部	○	成田 寿道											4	9
	総務課					○	安藤 洋一 ○ 宮代 将樹								
	ワークイノベーション推進室				上田 篤		岸本 京子								
	人事課						山本 尚敏		小川 琢郎						
	情報推進課					○	中奥 実								
	会計課						三笠 孔子							4	9
	諸													2	7
	コミュニティ政策課					○	土生田祐子								
	税務課					○	安達 央								
	城崎地域振興課						谷垣 一哉								
	竹野地域振興課						福井 正幸								
	日高地域振興課						和藤 達也								
	出石地域振興課						村上 忠夫								
	但東地域振興課						大石 英明								
	消防本部	○	松岡 勇人	○	梶田 貴行	○	吉谷 洋司	○	丸谷 正人	○	中地 修			5	5
	選管監査事務局					●	宮岡 浩由							1	1
	計	6	6	1	3	9	19	3	4	1	1	0	0	20	33

○ 当局指名 ● 議会指名

午前9時26分 委員会開会

○副委員長（浅田 徹） 皆さん、おはようございます。一般質問、きのうまでということで大変ご苦労さまでした。

それでは、時間少し早いわけですが、皆さんおそろいですので、ただいまから総務委員会を開会いたしたいと思います。

なお、井垣委員長が病氣療養のために欠席されております。市議会委員会条例の第10条第1項の規定によりまして、副委員長であります浅田がかわって委員長の職務を行いますので、よろしくお願いしたいと思います。

令和に入りまして、安寧な日々というふうなことで思ったわけですが、2カ月もたたないうちに、またせんだって、18日、我々も地震に備えて、余り私も例を見ないんですけども、議会開催中の中で突如そういうチャイムが鳴っての椅子の下に潜り、避難したりというふうなことがあったわけですが、その夜に新潟・山形を中心に6強ですか、非常に、人命にかかわるというふうなことでなくて、大きな地震が発生をしました。人命そのものについては、いろいろとその後の状況を見ておりますと、新潟周辺部、非常に地震の多発地帯、また、東北の大地震というふうなことで、住民の避難の周知、日ごろの心構えといいますか、やはり高台に避難とか、また、列車等が急停車してもそこから高台に速やかというふうなことの中で、そういうことも非常に評価されておりました。天災はいつ来るかもわからないというふうなことがございます。非常にこの豊岡におきましては、地震もさることながら、これから出水期というふうなことで、想定外の水害ということも十分考えられますので、本当にふだんの心構え、そういう備えての予防ということが大事ななと思っております。

それでは、座らせていただきまして、進めたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事の進行でございますが、総務委員会審査と予算決算委員会に係る総務分科会審査、適宜切りかえて行ってきたいと思いますの

で、ご協力をよろしくお願いしたいと思います。

きょうは、報告事項がございまして、説明員として幸木地域コミュニティ振興部長が出席されますので、あわせてよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、これより次第3番目の協議事項、付託・分担案件審査について、委員会審査を開始したいと思います。

それでは、議案審査は、次第に記載しておりますとおり、まず委員会審査を行い、次に分科会審査を行っていきたいというふうに思っております。

委員の皆さん、また、当局の皆さんにおかれましては、質疑、答弁に当たって、くれぐれも要点を押さえて、簡潔明瞭に行っていただきたいと思います。

また、そういう中で、スムーズな議事進行のご協力をよろしく、重ねてお願いをしたいと思います。

委員会及び分科会での発言につきましては、委員長、分科会長、私のほうの指名の後に、マイクを使用して、課名と名字を名乗ってから発言をよろしくお願いしたいと思います。

また、議案の説明に当たりましては、資料のページ番号をお知らせした後に行っていただくよう、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、まず、報告第4号、専決処分したものの承認を求めることについて、専決第5号、豊岡市市税条例の一部を改正する条例制定についてを議題としたいと思います。

当局の説明を求めます。

安達税務課長、お願いします。

○税務課長（安達 央） それでは、報告第4号、専決したものの承認を求めることについてのうち、専決第5号、豊岡市市税条例の一部を改正する条例の制定についてを説明させていただきます。

議案書のほう、2ページをごらんいただきますでしょうか。本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月27日に公布されました。その一部が4月1日等から施行されることに伴いまして、関係する市税条例について、所要の改正を専決処分したものでございます。これにつきまして、地方自治法の規定に基づき、報告をさせ

ていただくものでございます。

改正の内容につきましては、6ページのほうに条例案要綱をつけさせていただいております。こちらのほうに基づいて説明をさせていただきます。

まず、1の改正内容、(1)ですけれども、これにつきましては、個人住民税の寄附金控除の適用についてでございます。6月1日以降、対象とします寄附金を総務大臣が指定する寄附金ということに指定されましたもので、それに合わせて改正を行うものでございます。

続きまして、(2)番ですけれども、個人住民税における住宅取得控除の適用につきましては、その事項を記載した所得税の確定申告書を個人住民税の納税通知書が送付されるまでに提出するというように制限がされていたわけですが、その制限をなくすということで、期限後であっても適用させていただくということになるものでございます。

次の(3)ですけれども、軽自動車税のグリーン化特例、燃費性能がよいもの等につきましては軽課をさせていただき、年数たったものについては重課をさせていただくということですけれども、それにつきまして、今年度の課税に係る分ということで規定の整備をさせていただいております。中身については、ここでは変わってくるものではございません。

次に、2の附則ですけれども、この条例は4月1日から施行する。ただし、特例控除対象寄附金の改正規定につきましては6月1日からの施行としておりまして、所要の経過措置も規定をさせていただいております。

7ページ以降に、新旧対照表もつけさせていただいておりますので、ご清覧いただきますようによりしくお願いします。以上でございます。

○副委員長（浅田 徹） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

○委員（椿野 仁司） いいですか。

○副委員長（浅田 徹） 椿野委員。

○委員（椿野 仁司） 改正の内容の1は、ふるさと納税ですね。世間をいろいろと賑わした、ある特定の市名はやめますが、膨大に稼がれたところは、

ひんしゅくを買ってっていう言い方は悪いんですけど、意に沿わないということがあって、これは私も一般質問で言いましたけども、国の制度設計が悪かったのか、当初からの、というのは思いがきちっと伝わってなかった、各自治体に。豊岡はまあまあそれに準じた優等生的なことをやってきたんではないのかなと。ちょっと最初は忘れましたが、資料を以前いただいたときに、一番ピークは3億円以上のふるさと納税があったというふうに記憶しています。2018年は2億円を割った。それで、いわゆる出ていく側、いわゆる豊岡市民がふるさと納税をよそにされて出ていく納税額が7,000万円か8,000万円、8,000万円弱だと、7,500万円ぐらいだというふうに私は認識してるんですけど、違ったら言ってください。それで、何が言いたいかっていうと、最終的には交付税算入されるんで、出ていく側も基本的には全てがブラマイ、単純計算するとそんなにプラスになってないんですよ、実際は、経費がかかってますから、返礼品も合わせていくと。そうすると、それはそれでいいんですが、私がここで言いたいのは、ちょっと教えてほしいのは、ふるさと納税の返礼品は今の総務省のこういうものはいけませんよというような、具体的にどういうものが出てくるのかは別として、そういう品目は自由に、いわゆる豊岡らしい、ほかの一般質問された方もおられたけども、ふるさと納税の品目は、今、課長が答えることかどうか私にはわからないんですけども、そういうことは、品目は自由なのかっていうことと、それから例えば豊岡らしい何か、ふるさと納税にという思いが何か入った品目ができたとして、それはそれとして、寄付金として拘束することができるのかどうか。今だったら自由ですよ、基本的には。ふるさと納税っていうのは、ふるさと納税の一つの財布の中に入って、それを使えるんですけども、その中でもコンプライトすることが寄付金としてできるのかどうかと、それをお尋ねしたいんです。具体的に話ししないとわかんないかな。

なら、具体的に申し上げます。（発言する者あり）ごめん。それは違うんか。ここじゃないか、

担当が。（「環境経済部……。」と呼ぶ者あり）あ、そうか。だから、さっき、冒頭ちょっと言ったように、安達課長が答えられないんだったら、答えられないでも結構です。今、言った中で、答えられる範囲があればおっしゃってください。ぜひお願いします。

○副委員長（浅田 徹） 安達課長。

○税務課長（安達 央） 今ありましたとおり、ちょっと私どもの所管に係る部分もございます。聞いてるところですけども、対象品目については、当然、制限がありますので、今こういうような結果になっておるということです、具体的な制約、ちょっと今、手元には私も持っておりませんのでお答えしかねるんですけども。

それと、寄附金ですけども、寄附金自体は、これはもらう側のほうで私が答えるかどうかですけども、指定される寄附金というのかなりあります。ですので、それはその指定された形になるのかなというふうには考えております。お答えできるのはそのあたりかなと思います。

○委員（椿野 仁司） いいですか、委員長。

○副委員長（浅田 徹） 椿野委員。

○委員（椿野 仁司） 間違いがあったらいけないんで、さっき私、言いました、出ていく側、よそに出ていく側の税金は7,000万円か8,000万円ぐらいの間って言ったんだけど、それは間違いないんか。それ、わからないか、ここでは。いいですよ。後でお答えいただいたらいいです。

○副委員長（浅田 徹） よろしいか。

○委員（椿野 仁司） いいよ。

○副委員長（浅田 徹） じゃあ、出ていく側の今の税金ですね、7,500から8,000というふうなことです。その辺は行けます、そういう。うちで、ここで。

安達課長。

○税務課長（安達 央） 出ていった側、豊岡市から出ていったほうの寄附金です。それが寄附金控除の対象になるかどうかというところではなしに、出ていった寄附金の額ということで、平成30年度で

すけども、29年中に寄附をされたものということで、その結果が市のほうにきた分ですけども、8,738万7,000円となっております。

○委員（椿野 仁司） はい、わかりました。はい、いいですよ。大きな間違いなかった。

○副委員長（浅田 徹） ほかにはございませんか。

○委員（村岡 峰男） なら、1つだけ。

○副委員長（浅田 徹） 村岡委員。

○委員（村岡 峰男） しょうもないことかもわかりませんが、6ページの附則の2行目の平成31年っていうのはこれでいいんですか。これでええんか。（「4月1日」「5月からで」と呼ぶ者あり）6月1日だから、平成でええのか。（「6月なん、2行目」「平成でいいかってこと」と呼ぶ者あり）

○副委員長（浅田 徹） 安達課長。

○税務課長（安達 央） これは、専決で行わせていただいたものでございます。ですので、専決日現在、まだ平成の状態でしたので、この表現とさせていただきます。

○委員（村岡 峰男） はい、わかりました。

○副委員長（浅田 徹） それでは、質疑を打ち切ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅田 徹） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本件は、承認すべきものと決定してご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅田 徹） ご異議なしと認めます。

よって、報告第4号、専決第5号は、承認すべきものと決定いたしました。

次に、報告第8号、平成30年度豊岡市土地開発公社の決算についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

畑中財政課長。

○財政課長（畑中 聖史） それでは、議案書の66ページをごらんください。報告第8号、平成30年度豊岡市土地開発公社の決算についてご説明をいたします。

本件は、地方自治法の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

なお、今決算は、67ページにありますとおり、5月7日の土地開発公社理事会で認定後、市長へ報告があったものでございます。

70ページをごらんください。1、事業報告書ということでございます。(1)の総括事項です。平成30年度は、事業資産の取得及び事業資産の処分はありませんでした。したがって、平成30年度末事業資産保有高は、面積で37万5,828.70平方メートル、金額で1億6,797万4,855円となりました。これに現金及び預金を加えた資産合計は2億6,026万9,705円となりました。

次に、経理でございます。損益計算では、事業収益、事業原価ともゼロ円ですので、事業総損益もゼロ円となっております。事業総損益から販売費及び一般管理費184万4,428円を差し引いた事業損失は184万4,428円となりました。この事業損失に事業外収益5,501円を加えました経常損失であり、また、当年度の純損失は183万8,927円となったということでございます。

次に、ちょっと飛びまして、76ページをごらんいただきたいと思います。76ページ、財産目録でございます。こちらは、公社が保有します財産を全てまとめ上げたものでございます。正味財産が計上されておりまして、右側、77ページの貸借対照表とあわせてごらんいただきたいと思います。資産につきましては、1の流動資産で、(1)現金及び預金が9,229万4,850円、不動産につきましては、(3)の公有用地というのが八代・小河江の用地でございます。その下、(4)代替地と書いてありますが、これが旧自動車教習所の残地ということになりまして、資産合計としましては2億6,026万9,705円でございます。この数値は、77ページの貸借対照表の資産合計と資本合計と符合しているというような状況でございます。

78ページには損益計算書、79ページにはキャッシュフロー計算書をつけております。後ほどご清

覧いただきたいと思います。

80ページをごらんいただきたいと思います。こちらが、公社が保有しております資産の状況ということでございます。(4)としまして、公有用地が、先ほど申し上げました八代・小河江の分ですが、37万5,304平米、(5)の代替地ですが、これが旧自動車教習所の残地で524.7平米ということになっております。

82ページ以降には、現金及び預金明細表、あと、85ページには監査報告書をつけさせていただいております。ご清覧いただきたいと思います。

説明は以上です。

○副委員長(浅田 徹) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

村岡委員。

○委員(村岡 峰男) 所有する資産が2カ所ですね、八代と自教の跡と。1年間、もう動いてないということも含めて、私は、大きな目でいって、土地開発公社の役割はもう終わったと、これは誰しも思うことだと思うんですが、もう終わったんだから、公社の解散っていう問題を真剣に考えないかん時期だと思うんです。その際に、この2つの用地が処分できないと解散できないのか、持ったまま公社から市の財産として移しかえることによって私は解散できるように思うんですけども、そのようなことっていうのは難しいんですか。

○副委員長(浅田 徹) 畑中課長。

○財政課長(畑中 聖史) まず、解散につきましては、資産を全部処分しないとできないということはなく、持ったままでも解散はできるというのが結論としてあります。

一方で、公社の存廃につきましては3年ごとに見直しを図るということを言っておりまして、平成27年度に一度、存廃の検討を行っております。そのときには、いわゆるツールとして残しておくべきだというような判断を一度しておりました。また、なおかつ、八代・小河江の分がまだ中途半端な状態にありますので、その分をきっちり埋め立てが終わるまでというようなところで存続というようなこと

をしておりました。30年度、前年度ですけれども、その際にも、まだ八代・小河江のほうがとまったまままだというような状況もありましたので、引き続き存続をとというようなことにしておりますけれども、議員ご指摘のとおり、本当にもう役目を終えているというような状況というふうにも思えますので、解散も検討もしていかないといけないというふうに考えておるところでございます。以上です。

○副委員長（浅田 徹） 村岡委員。

○委員（村岡 峰男） 私は、本当に役目を終わった公社を残しておく意味ってというのはもうないんだろうと。行革行革を一方で言うわけですから、スリムにする必要があるなということを思いますので、その方向でぜひ協議を進めてほしいなと、これ、要望しときます。

○副委員長（浅田 徹） 要望ということで。

○委員（村岡 峰男） はい。

○委員（椿野 仁司） 関連でいいですか。

○副委員長（浅田 徹） 椿野委員。

○委員（椿野 仁司） 私も、村岡委員と同じように、ちょっと言おうと思ってたんですけど、それで、これを残して、かつてのいろんな土地開発公社が持ってた土地を処分するときに、かなり金利負担、高いものを買ってたと、今、継続してると高いものになってると。そういう意味でいくと、今、負の部分はこれからふえていくんですか、それともそれは、今のこの状況は別に何ら変わらないんですかということが1点と、それから、小河江の開発整備事業というのは、こういう公社っていうのはもともと先行投資が目的なんだけど、そうじゃない場合もあった。あったけれども、一体全体、これは一体何にしようと思って、ただ残土をあそこに持っていっただけのことなのか、もともとは何にしようと思って市は考えとったのか、もしも言えることがあるなら言ってちょうだい。

○副委員長（浅田 徹） 畑中課長。

○財政課長（畑中 聖史） 今の土地を保有し続けて、負の財産っていう話ですけども、現在、借入金がございませぬので、借り入れに係る金利が簿価のほう

に積み上がっていくということはありません。それが1点目。

2点目なんですけれども、そもそもどうだったかということは、正直、伝え聞いてるところではあるんですけども、やはり平成16年の台風の際の激特事業における……（「掘削した」と呼ぶ者あり）掘削した土を運ぶというのが一番の目的だったというふうには聞いておりますので、それがこのような目的で、後づけで地域の要望に応えるような施設というようなものが後から出てきたというふうに聞いております。以上です。

○委員（椿野 仁司） 同じように要望しときます。

要は、もうこれは、村岡委員が要望されたように、私もそういうふうをお願いをいたしたいと思います。以上です。

○副委員長（浅田 徹） 要望は、今の解散。

○委員（椿野 仁司） もう解散してほしい。

○副委員長（浅田 徹） そうか、そういうこと。土地利用じゃなくて。

○委員（椿野 仁司） そう。

○副委員長（浅田 徹） はいはい。

○委員（椿野 仁司） いや、土地利用ができればいいけどな。

○委員（足田 仁司） 委員長、1点だけ、いいですか。

○副委員長（浅田 徹） 足田委員。

○委員（足田 仁司） 小河江の残土処分というのは、相手さんが国交省だったように聞いとりますけど、普通、ああいった処分という事業やる場合に、金銭的な動きっていうのは何もなかったんですかね。例えばトン当たり何ぼ何ぼ、国交省からもらうとか、もしもそういう話があるんだったら、もしもお金が動いてたら、お金はどこが扱うものになるのかなと今、思ったもんですから。何にもお金のやりとりなしで、国交省がせっかくしゅんせつするんだったら無償でどうぞだったのか、その辺、わかれば教えてください。

○副委員長（浅田 徹） 畑中課長。

○財政課長（畑中 聖史） 土地開発公社としてこの

土地を保有しているという状況の中で、例えば残土の受け入れに幾らとかいうようなのが公社のほうに入ってきてるような事実はございません。一般会計のほうにそういったお金が入ってきてるというのは、ちょっと私のほうでは承知はしておりません。ですので、埋め立てに当たり金銭のやりとりがあったというのはないというふうに承知しておるところでございます。以上です。

○副委員長（浅田 徹） よろしいか。

それでは、質疑を打ち切ります。

特にご異議がありませんので、報告第8号、平成30年度豊岡市土地開発公社の決算につきましては、了承すべきものと決定いたしました。

次に、第46号議案、物件購入契約の締結についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

原田防災課長。

○防災課長（原田 泰三） それでは、90ページをごらんください。46号議案ということで、物件購入契約の締結についてご説明申し上げます。

本案につきましては、消防団に配備する消防ポンプ自動車等の購入について、条例の規定により市議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は消防ポンプ自動車等の購入、契約の方法は指名競争入札でございます。契約の金額は7,018万円でございます。契約の相手方、その他は記載のとおりでございますので、ご清覧をいただけたらと思います。

簡単ですけど、説明は以上でございます。

○副委員長（浅田 徹） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

村岡委員。

○委員（村岡 峰男） この契約は、消防ポンプ自動車4台、それから小型動力ポンプ2台なんですけど、消防自動車は4台とも同じ消防自動車、小型動力ポンプは同じものですか、契約上は。

○副委員長（浅田 徹） 原田防災課長。

○防災課長（原田 泰三） 内容につきましては、消防ポンプ自動車はいずれもCD-1という3トン

級の消防専用シャシをベースにしたポンプ自動車で、ポンプ性能のほうもA-2級と言われる、放水圧力が0.85メガパスカルで、1分間に2立米以上の放水能力というものになります。あわせまして、小型動力ポンプにつきましては、これはB-2級というものでして、放水圧力は0.70メガパスカルで、1分間に1立米以上の性能を有しておってということで、基本的には性能はそれぞれ同じものになります。

○副委員長（浅田 徹） 村岡委員。

○委員（村岡 峰男） ポンプ自動車4台が全く同じものと、それからポンプ2台も同じものだったら、入札にしたときに安うなるんか。安うなるん違うんかというのと、何社にこれは競争入札されたんですか。

○副委員長（浅田 徹） 原田課長。

○防災課長（原田 泰三） 今、申し上げましたのは、放水能力とか、そういう面でございます。済みません、詳しく申し上げますと、各ポンプ自動車はその地域地域によって消防団の分団のほうからの要望とかもございますので、機装面で、ちょっとこちらにしてほしい、こっちよりはこっちにしてほしいみたいなやりとりもございますので、金額が全く同じというわけではございません。ちょっと詳しくは今、申し上げませんが、そのような分団からのニーズを確認をした上で発注するものでございますというのが1点でございます。

もう1点のお声かけをしてるといいでしょうか、入札の関係でございますが、一応10社のほうに入札のほうの呼びかけをさせていただきまして、1社は辞退されましたけど、9社が入札に参加されました、吉谷さんが落札されたということでございます。以上でございます。

○委員（村岡 峰男） わかりました。いいです。

○副委員長（浅田 徹） ほかに。

足田委員。

○委員（足田 仁司） 1つ要望として、開札結果の表をいただきたいのと、それから10社が参加して、1社辞退と。過去、何年かさかのぼって、吉谷機械

以外から納品された実績はあるのかないのか、あればどういった業者なのか、教えてください。

○副委員長（浅田 徹） 原田課長。

○防災課長（原田 泰三） 今の件でございますが、まず1点目の開札結果表でございますが、インターネットのほうで既に公開をされておまして、5月22日に入札をしたんですけれども、そちらのほうでしておりますので、一応、ここに資料として添付させてもらったが一番よかったのかもしれませんが、その辺はやりとりの中で、そういう資料につきましては添付はせんでもいいというようなことをお聞きしておりましたものですから、ちょっとしてないんです。これはもしちょっといきさつが違いましたら謝りたいと思います。

それから、もう1点でございます。過去、私も余り詳しくさかのぼってなくてあれなんですけども、豊岡の中ではモリタという事業所さんがポンプ自動車を入れてたという時期も以前はあったみたいなんですけども、最近では少なくとも落札は吉谷さんということです。聞くところによれば、吉谷さんというのは、県の北部のほうを販売重要地域というふうに位置づけておられるというような、力の入れようがほかと違うというようなことも漏れ聞いてはおりますけども、そんなようなことがあるようでございます。済みません、答えになってないかもしれませんが、以上でございます。

○副委員長（浅田 徹） 足田委員。

○委員（足田 仁司） はい、わかりました。

ちょっと聞き方が難しいんですけど、同じ会社が連続して落札してるっていうのは、それなりに努力もあるんでしょうけど、万が一にも不正なことが絡んでということが起きないためにも、そういうチェックのようなことは何かされてれば教えていただきたいです。

○副委員長（浅田 徹） それは質問ですね。

○委員（足田 仁司） はい。

○副委員長（浅田 徹） 原田課長。

○防災課長（原田 泰三） 共通な仕様といいましようか、規定にのっとった仕様に基づいて仕様書を作

成をし、それに対して、総務課通じて入札の依頼を出すというやり方をしておりますので、業界側の実情というのは私はちょっと詳しくはわからないんですけれども、そういうことのないように当然、入札の依頼もするわけですので、その結果どうこうというのはちょっとなかなか申し上げにくいなど。以上でございます。

○副委員長（浅田 徹） 足田委員。

○委員（足田 仁司） 何を心配するかいうと、いや、適正にやってもらったと思ってたところがついていって、もしも何か起きたときに、行政側として、じゃあ、何をちゃんとやってた。さっき言われたように、但馬地域が重点区域って、聞こえはええなんですけど、何か縄張りのようにも聞こえるんですね。とすると、業界内で何か密約のようなものがひょっとしたらあるんじゃないかって、素人なりにそんなことをイメージしちゃうものですから、後になって、そんなことは全然考えもしなかったということで、行政も変なところで揚げ足をとられないようにガードはしっかりやっていただきたいなと思います。これは意見です。

○副委員長（浅田 徹） それはお願いということ。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅田 徹） それでは、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅田 徹） それでは、お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅田 徹） よって、第46号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第47号議案、物件購入契約の締結についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

中奥情報推進課長。

○情報推進課長（中奥 実） そうしましたら、91ページをごらんください。第47号議案、物件購

入契約の締結についてご説明いたします。

本案につきましては、職員が使用する庁用パソコン更新に係る物件購入契約について、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は事務用パソコンの購入、契約方法は指名競争入札、契約金額は1,994万7,600円です。契約の相手方等につきましては、議案に記載のとおりですので、ご清覧いただきたいと思います。

説明は以上です。

○副委員長（浅田 徹） 説明は終わりました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅田 徹） 質疑を打ち切ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅田 徹） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅田 徹） ご異議なしと認めます。

よって、第47号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第51号議案、物件購入契約の締結についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

吉谷消防署長、お願いします。

○豊岡消防署長（吉谷 洋司） それでは、議案書の97ページをごらんください。本案につきましては、豊岡消防署の救助工作車を更新するものであり、契約方法は指名競争入札で、契約金額は1億9,393万円です。そのほかにつきましては記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○副委員長（浅田 徹） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

村岡委員。

○委員（村岡 峰男） 救助工作車っていうのは、レスキュー隊、レスキューっていう、箱のついた、先

ほどの消防自動車と比べても1億9,000万円っていうのは非常に高額な買い物だなということがまず第一の感想なんです、何でこんな高くなる、率直なところ。

○副委員長（浅田 徹） 吉谷署長。

○豊岡消防署長（吉谷 洋司） 委員指摘のとおりで、大変高いものですが、現場に対応できる現行の救助工作車を考えまして、救助をするための資機材、車両を整備していくとこの金額になってしまって、現行の救助工作車と比べても、平成17年度に整備しておるんですが、それよりもやはり金額は高くなってきておりますので、資機材の高騰も含めて、この金額になってると考えております。以上でございます。

○副委員長（浅田 徹） 村岡委員。

○委員（村岡 峰男） 相手が命ですから、救命救急という面からいって命ですから、最新の資機材を積んでっていうのもわかるんです。わかるんですけども、例えば14年前に入れました。その後にいろいろと資機材も追加したりしたものもあると思うんですが、現在の工作車に積んでいる資機材は全部もうぼしゃで、全部新たにすることなのかどうかというのが1つと、全部ぼしゃにする場合、現在の工作車っていうのは後はどこに行くんですか。

○副委員長（浅田 徹） 吉谷署長。

○豊岡消防署長（吉谷 洋司） まず、更新する資機材についてですが、基本的には廃棄といいますか、今後また15年使っていくことを考えますと、やはり30年っていうのは基本的にはもう無理だと考えてますので、基本的には廃棄します。車両につきましては、これまでからしてますように、インターネットの公売のほうにかけさせていただく予定にはしております。以上でございます。

○委員（村岡 峰男） はい、わかりました。

○委員（椿野 仁司） 委員長、いい。

○副委員長（浅田 徹） 椿野委員。

○委員（椿野 仁司） もしもネットにこれの入札の関係の資料っていうか、どんなものかっているのが載っとるならば要りませんけれど、本来はそういう

もん載ってなければちょっと車両っていうか、どういうもんだったっていうもののカタログなのかわからないけど、特別な車だったらそんなもんはないんだろうと思うんだけど、もしもそれがあるんだったらやっぱりここにご提案いただくのが一番いいなと思うんです。1億9,000万円だから、私ら、ぴんとかうへん。普通の人だとわからんと思います。ねえ、村岡さん。

○委員（村岡 峰男） うん。

○委員（椿野 仁司） もしも資料があるなら、また後でも見せてほしい。

○副委員長（浅田 徹） 吉谷署長。

○豊岡消防署長（吉谷 洋司） 写真の、イメージ図にはなりますが、そういう形でのお示しをさせていただきますので、また後ほど示させていただきたいと思います。

○委員（椿野 仁司） いいですか、もう1回。いいか。

○副委員長（浅田 徹） 椿野委員。

○委員（椿野 仁司） できたら、どういう性能があるのか、どういうものが備わってるんかっていうことも含めて教えていただきたいんだけど。

○副委員長（浅田 徹） 吉谷署長。

○豊岡消防署長（吉谷 洋司） 諸元と機能につきましても、つけ加えさせて、提示させていただきたいと思います。

○委員（椿野 仁司） よろしくどうぞ。

○委員（村岡 峰男） いや、椿野さん、今、ネットで売り出すほうの話やろ。

○副委員長（浅田 徹） いやいやいや。

○委員（村岡 峰男） 新しいほうか。

○副委員長（浅田 徹） 新しいほう。何か話がちょっとあるけど、内容はそうですね。

○委員（椿野 仁司） そうです。入札はわかっとなでね。

○副委員長（浅田 徹） 質疑を打ち切ります。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅田 徹） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅田 徹） ご異議なしと認めます。
よって、第51号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第54号議案、豊岡市事務分掌条例及び豊岡市行政改革委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

井上政策調整課長。

○政策調整課長（井上 靖彦） 100ページをご覧ください。第54号議案、豊岡市事務分掌条例及び豊岡市行政改革委員会条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

この条例は、行政改革の取り組みに関して、財政に関する改革の取り組みをより明確にするため、条例中、行政改革と表記していた部分を行財政改革に改めようとするものです。

103ページをご覧ください。新旧対照表のほうでご説明をさせていただきます。

まず、豊岡市事務分掌条例の一部を改正するものですが、政策調整部の分掌事務中、行政改革とあるのを行財政改革とするものでございます。

次に、104ページをご覧ください。こちらは、豊岡市行政改革委員会条例の一部を改正するもので、豊岡市行政改革委員会の名称を豊岡市行財政改革委員会へ、当委員会の所掌事務を行財政改革に関する大綱及びその実施計画の策定に関すること、同じく、進行管理に関することとするものでございます。

説明は以上です。

○副委員長（浅田 徹） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

椿野委員。

○委員（椿野 仁司） ちょっと2つお聞きします。

行革から行財政改革に変わりました。25日には第47回の行財政改革委員会があるんですよね。この間、ご案内いただいたんです。この行財政改革の、

2つってというか、ごめんなさい、質問は2つ。1つは、今後、一般質問もいろいろとあったんで中身わかるんですけども、メンバーはこのたびかわるのかかわらないのか。そのまま、47回ということはもう相当な数をこなしておられるんだけど、このメンバーはかわるのかかわらないのか、それ、お願いします。

○副委員長（浅田 徹） いいですか、それで。

○委員（椿野 仁司） はい。

○副委員長（浅田 徹） 課長。

○政策調整課長（井上 靖彦） まず、6月25日に次の委員会を予定しておりますが、これは行政改革委員会ということで開催するということにしております。

それと、委員で……（「いや、そうだったか」と呼ぶ者あり）済みません……（発言する者あり）済みません。委員ですけれども、11名いらっしゃいまして、今のところかえる予定とはしておりません。現行のままの委員で協議をしていただくということにしております。

○副委員長（浅田 徹） 椿野委員。

○委員（椿野 仁司） ごめんなさい、私の手帳には行財政改革委員会って書きちゃったので、ごめん、早とちりでした。

それから、委員さんなんだけど、別に委員さんが今どなたが出てるのか私も詳しく知らないんだけど、委員長、副委員長しか知らないんだけど。また新しくこういう委員会を発足されるのに、何かこのままこれから委員会を開かれるんだけど、そういったお申し出があるないにかかわらず、当局側とすればそのまま継続してもらいたいという性格なんですか。それとも、この際、何かご提案があるんですか、当局からして。

○副委員長（浅田 徹） 井上課長。

○政策調整課長（井上 靖彦） かえてということなことは考えておりません。特に新しい人という考えも今のところはありません。既に委員の中には但馬銀行の顧問さんでいらっしゃる、あるいは税理士の方でありましたり、財政のことがわかる方も

いらっしゃるというふうに認識しておりますので、引き続き協議をしていっていただきたいというふうに思っております。

○委員（椿野 仁司） はい、よろしいですよ。

○副委員長（浅田 徹） 質疑を打ち切ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅田 徹） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決するものと決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅田 徹） ご異議なしと認めます。

よって、第54号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第55号議案、豊岡市市税条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

安達税務課長。

○税務課長（安達 央） それでは、105ページのほうをごらんいただけますでしょうか。第55号議案、豊岡市市税条例の一部を改正する条例制定について説明をさせていただきます。

本案につきましては、地方税法等の改正に伴いまして、個人市民税非課税措置対象者の拡大、軽自動車税の環境性能割の税率の特例の創設、法人市民税のシステム障害発生時の電子申告の措置等、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、114ページに条例案要綱をつけておりますので、こちらのほうで説明をさせていただきます。よろしいでしょうか。114ページの条例案要綱、1、改正の内容の（1）のアからでございます。そのアにつきましては、個人住民税の非課税措置があるわけですが、その対象に児童手当の支給を受けておられ、一定の所得要件、前年の合計所得金額が135万円ということになりますが、その条件を満たしたひとり親の方を加えるということでございます。

次のイにつきましては、アの措置をしたことに伴いまして、給与支払報告書ですとか公的年金報告書

にその旨を記載していただくということを規定させていただいております。

ウにつきましては、軽自動車税の、これは環境性能割というものですけれども、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に排ガスの性能、それから燃費の性能にすぐれた自家用のものを取得された場合、税率を軽減するということを定めさせていただいております。税率の軽減につきましては、2%とさせていただいてるものを1%、1%のものを非課税ということで軽減をさせていただきます。

エにつきましては、環境性能割のその賦課徴収の基準につきましては、国土交通大臣の認定に基づくものということにさせていただいております。

オですけれども、軽自動車税、従来からあるほうの軽自動車税に係る分ですが、種別割ということに今回からなります。それにつきまして、排ガス性能、また、燃費性能にすぐれた軽自動車に対する軽減を取得の翌年度に限る特例を定めたものでございます。ガソリン車にありましては令和2年までの取得、それから電気自動車、天然ガス自動車については令和4年までの取得について適用対象とさせていただいております。

次に、(2)のアですけれども、これにつきましては、法人市民税の申告、これは電子申告が原則ということに現在なってきたおるんですけれども、障害、故障等がありましたときに電子申告ができないというケースもございます。そのときに、書面による申告ができるという旨を定めさせていただいております。

2の附則のほうですけれども、それぞれの施行期日を定めることを規定し、あわせて、施行に伴う経過措置を定めさせていただいております。

次の115ページから143ページ、長いですが、新旧対照表を添付させていただいておりますので、またご清覧いただきますようにお願いします。以上です。

○副委員長(浅田 徹) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

村岡委員。

○委員(村岡 峰男) よくわかったようでわからんもんでお尋ねをするんですが、(1)のアなんですけれども、現に児童扶養手当を受給してるっていうのは一定の所得要件がありますね。その諸条件を満たしてる、したがって、児童扶養手当をもらってます。ところが、その下にある、どちらかが婚姻していない、あるいは配偶者の生死が明らかでないっていうのは、これは、これまでは、この条例のつくるまで、現在ですね、現在はどうかですか。生死が明らかでない者は非課税にはならなかったということですか。その辺だけちょっと教えて。

○副委員長(浅田 徹) 安達課長。

○税務課長(安達 央) これまでは、これに対応するものとしまして、寡婦の制度がございました。寡婦は法律婚を前提としております。ですので、婚姻された方が離婚される、死別されるという条件で、その死別されるときに行方不明とかも入ってくるわけなんですけれども、そのときに扶養があるかどうかという要件なり所得の要件なりでこの非課税の対象に持ってくるということになっておりました。新しく入ってくるこの部分につきましては、法律婚ではない状態でひとり親の方がおられる、このときに新たにこの分を、同じような状況ですので、適用しようということから始まった制度でございます。よろしいでしょうか。

○副委員長(浅田 徹) 村岡委員。

○委員(村岡 峰男) ということは、いわゆる低所得者っていうんか、救済の幅が実態に即してされるようになるというふうに理解してええんかな。

○副委員長(浅田 徹) 安達課長。

○税務課長(安達 央) 細かい部分では、法律婚とそうでない場合っていうのは違いがございます。この今のひとり親の方につきましては、事実婚の状態は対象外というようなことにもなってくるんですが、寡婦のほうにはそういった規定はもともとございませんので、その部分っていうのは違いますけれども、婚姻されてるかどうかということにかかわらず、ひとり親の状態になられて、低所得の方を救済するという意味では、範囲を広げさせていただくと

いうことになります。

○副委員長（浅田 徹） 村岡委員。

○委員（村岡 峰男） じゃあ、もう一つ確認で、婚姻しとるかどうか、あるいはそうじゃないかっていうことで幅が広がるんだけど、それでもまだ救済できない親子関係っていうのはあるんですか。

○副委員長（浅田 徹） 安達課長。

○税務課長（安達 央） いろんな状況というのはございます。どこを想定されてるかによりますけども、今、規定させていただいておるのは、ひとり親でお子さん育てておられるような家庭ということで、それが法律の中にあつたか外にあつたかということの差をなくして適用しようとするのが一番大もとにありますので、基本的にはそこを広げたということで、さらに詳細な部分で、どこがその対象になってるかなってないかということについてはちょっと私どもで承知はいたしておりません。

○副委員長（浅田 徹） 村岡委員。

○委員（村岡 峰男） もう一つだけ。現に婚姻してるかどうかっていうことは問わないと。したがって、過去に結婚したかどうかということも含めて問わないということですから、こういう状態に親子関係あるのは全て救えるように、どうぞよろしくお願いします。

○副委員長（浅田 徹） ほかにありませんか。

○委員（芦田 竹彦） ちょっと1点だけ、済みません。

○副委員長（浅田 徹） 芦田委員。

○委員（芦田 竹彦） 改正内容のウのところ、先ほど聞き漏らしちゃったか、確認の意味でもちょっと質問させていただきます。軽自動車税の環境性能ということで、これ、本年度の10月1日からということは消費税増税に合わせてという感じなんですけど、先ほどの環境性能割の2%から1%に軽減と。1%の人はゼロってちょっと聞いたんですけど、それで間違いないんでしょうか。

○副委員長（浅田 徹） 安達課長。

○税務課長（安達 央） 環境性能割につきましては、本則では3%となっておるんですが、これは

2%に定められておりまして、さらに性能の優秀なものについては1%非課税ということが規定されております。その規定されている中でも、2020年度の燃費性能基準で一応判断することになっておるんですけども、それが達成されたものっていうのは2%にさせていただく、さらにそれを10%上回ってる場合には1%になるという規定がございます。それをこの10月から来年の9月までの間、1年間の取得に関しましてはさらに1%ずつを軽減させていただくということで、2が1、1が非課税というふうに説明をさせていただきました。

○副委員長（浅田 徹） よろしいでしょうか。

○委員（芦田 竹彦） 理解しました。ありがとうございました。

○委員（椿野 仁司） いいですか。

○副委員長（浅田 徹） 椿野委員。

○委員（椿野 仁司） ちょっと幼稚な質問で悪いんだけど、今の、幼稚っていうか、ごめん、私が知らないだけなの。条例要綱のオのところで、電気自動車、天然ガス自動車等にあつてはつてあるの、天然ガス自動車ってプロパンガス自動車のことになるんでしたっけ。プロパンガスって言うのは、タクシーの何かでプロパンガスをやってる。天然ガスっていったら都市ガス。どっち、これ。ようわからへん。。幼稚な質問で悪いんだけど、プロパンはここには入らないってことですか。

○副委員長（浅田 徹） 安達課長。

○税務課長（安達 央） そうです。天然ガスということになっておりまして、おっしゃられてる、もともと天然ガスでないプロパンガスの場合とかがあります。そういったものについては、ここには入ってございません。

○委員（椿野 仁司） 入ってない。（「はい」と呼ぶ者あり）

○副委員長（浅田 徹） よろしいか。

○委員（椿野 仁司） いや、それで、ちょっと待って。いいですか。ちょっと委員長、いいですか。

○副委員長（浅田 徹） 椿野委員。

○委員（椿野 仁司） 天然ガス車っていうのは豊岡

にあるんですか。いや、僕、ようわかんないんだけど、そういう車があるんかどうか。私はちょっとわかんないんで、わかってたら教えてください。

○副委員長（浅田 徹） 安達課長。

○税務課長（安達 央） 全てのものをちょっと調べたわけではございません。ただ、私どものほうで課税した状況等の記憶だけでいきますと、現在、登録なかったんではないかなと思っております。

○委員（椿野 仁司） 届け出はない。

○委員（芦田 竹彦） ちょっと私が答えたらええかな。いいですか。

○副委員長（浅田 徹） 芦田委員。

○委員（芦田 竹彦） NGVを前職で所有してましたので、実は天然ガス車はあるんです。あつて、ただ、充填機が当然要りますので、その充填機はガス会社しか今のところないですね。だから、県の出先機関と、それから一部会社しか今のところ持っていないやけども、天然ガスは当然C、カーボンが少ないんで環境性能がいいわけですね。プロパンはC₃H₈ですから、天然ガスから比べたら3倍のカーボン出すんでということもあつて、天然ガスのほうが環境性能には優しいということにはなります。私が答えていいかな。

○副委員長（浅田 徹） 今のは質問じゃないわな。

○委員（芦田 竹彦） 質問じゃない。

○委員（椿野 仁司） わかりました。

○副委員長（浅田 徹） じゃあ、もうこれで質疑は打ち切ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅田 徹） それでは、お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅田 徹） ご異議なしと認めます。よって、第55号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第59号議案、豊岡市火災予防条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

予防課長。

○予防課長（丸谷 正人） 議案書の163ページをごらんください。第59号議案、豊岡市火災予防条例の一部を改正する条例制定につきましてご説明申し上げます。

本案は、不正競争防止法等の改正に伴い、工業標準化法なる法律名を産業標準化法へ、日本工業規格という名称が日本産業規格に改められたことから、当該改正を反映させるものでございます。また、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令が改正され、消防法第9条の2第2項において、住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準その他住宅における火災の予防のために必要な事項は政令で定める基準に従い、市町村条例で定めるとされていることから、住宅用防災警報機等の設置の免除に係る規定について、所要の規定の整備を行うものでございます。

内容については、165ページの条例案要綱で説明させていただきます。165ページの条例案要綱をごらんください。1の（1）につきましては、不正競争防止法等の改正が行われ、工業標準化法が産業標準化法に変わり、標準化の対象にデータ、サービス、経営管理等が追加されまして、日本工業規格、通称JIS規格ですけれども、これが日本産業規格、JIS規格に改められたため、条例において、避雷設備の基準に引用している規格の名称を改めるものでございます。

1の（2）につきましては、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例を制定する際の基準となる省令の改正が行われ、特定小規模施設において、住宅となる部分に国の定める技術上の基準に従い、またはその技術上の基準の例により、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置したときには、住宅用防災警報機等の設置免除が可能であることを規定として加えるものでございます。

次に、2の附則でございますが、この条例は、公布の日から施行することといたしております。

166ページから167ページに、新旧対照表を

添付しておりますので、後ほどご清覧ください。

説明は以上です。

○副委員長（浅田 徹） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅田 徹） 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅田 徹） お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅田 徹） ご異議なしと認めます。

よって、第59号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。（「休憩」と呼ぶ者あり）

それでは、委員会を暫時休憩いたします。じゃあ、再開は10時40分ということで、10分間休憩をとります。

午前10時30分 委員会休憩

午前10時40分 分科会開会

○副分科会長（浅田 徹） それでは、これより分科会を開会をします。

これより3の協議事項、（1）付託・分担案件の審査について、分科会審査に入りたいと思います。

まず、報告第4号、専決処分したものの承認を求めることについて、専決第6号、平成30年度豊岡市一般会計補正予算（第13号）を議題といたします。

報告第4号、専決第6号中、当分科会に審査分担されましたのは、当所管事項に係る歳入歳出予算補正及び地方債補正についてであります。

当局の説明は、財政課から一括して行っていただきたいと思います。

畑中財政課長。

○財政課長（畑中 聖史） それでは、議案書の15ページをお願いいたします。報告第4号の専決第6号、平成30年度一般会計補正予算の13号でございます。

これらにつきましては、地方自治法の規定により、議会を招集する時間的余裕がないということで、3月29日付で専決処分をしたものでございます。今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億199万4,000円を追加して、総額、歳入歳出それぞれ473億2,199万4,000円とするものでございます。

当委員会に係る予算でございますが、歳出につきましては、基本的に市債の借入額の確定等による財源更正でございます。36ページをごらんいただきたいと思います。36ページの一番上、基金管理費でございます。財政調整基金の積立金が1億円でございますが、これは専門職大学に対して行う8億円の寄附に備えまして、今年度から基金の積み立てを行っていくということで、1億円の積み立てとしております。

また、その下に土地開発基金繰出金がございますが、土地開発基金の保有地につきまして、資材置き場として貸し付けたことによりまして、予定のなかった運用収入が発生しております。その額につきまして、基金に積み立てるため、歳入歳出同額補正を行っておるものでございます。

続きまして、歳入についてご説明させていただきます。25ページまで戻っていただきたいと思います。25ページの一番上が当委員会にかかりますものですけれども、一番上段の地方揮発油譲与税から、ずっと行きて、29ページの最上段に交通安全対策特別交付金がございますが、これが財政課所管の歳入でございます。それぞれ交付額が確定いたしましたので、今回、補正をいたしてるところでございます。

その中で、28ページをごらんいただきたいと思います。28ページの最下段に、地方交付税がございます。この中で、普通交付税ですが、2,351万3,000円補正しておりますが、これは調整額が追加交付されたことにより増額しているものでございます。

また、その下の特別交付税3億1,634万1,000円を増額しておりますが、総額で特別交付税

25億134万1,000円となりまして、前年度と比較しまして1億1,800万円余りの減となっておりますけれども、全国で21位の交付額というような状況でございます。

29ページ、30ページをごらんいただきたいと思います。中段になりますが、県支出金の総務費県補助金ですが、こちらも市町振興支援交付金の確定により増額を行っておるものでございます。

それから、30ページ、下から2番目の財政調整基金繰入金の減額ですが、平成30年度当初予算では、一般財源の不足分として基金から12億円繰り入れる予算計上を当初でしておりました。3月補正におきまして、9億2,000万円減額して、今回の専決予算で2億8,000万円が残っておるところですけれども、2億3,000万円を減額させていただきまして、これにより、12億円計上しておりました繰り入れは5,000万円だけ繰り入れるというような状況となっております。

続きまして、31ページが市債でございますけれども、当委員会関係分としましては、32ページの1行目にあります庁舎整備事業債、日高庁舎と上から6段目にございます消防費の消防防災施設整備事業債、消火栓でございますが、これが当委員会が所管する分の市債ということになってございます。

なお、19ページ、20ページに、地方債補正ということで廃止及び変更を計上させていただいておりますけど、今、申しあげました市債の説明と重複しますので、省略をさせていただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○副分科会長（浅田 徹） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

村岡委員。

○委員（村岡 峰男） 今、ほとんど最後のほうで説明があった財政調整基金繰り入れの関係なんですけど、30年度、予算がないと、金がないということで12億円の基金活用をしたけども、結果的には5,000万円で済んだということに対する評価っていうんかな、市長はもう口を開けば、金がないと。

この言葉、31年度、元年度も同じ状態で、31年度が16億円だったかいないことを言っただけですけども、12億円でもうきゅうきゅうだと言っていたのが5,000万円で済んだって、非常にありがたいことなんだけど、その辺のちょっと見解だけ聞かせてもらえんかなと思うんですが。

○副分科会長（浅田 徹） 畑中課長。

○財政課長（畑中 聖史） 市長が再三申し上げるように、10億円程度であれば何とか繰り入れをせずに済むというような話を再三されておりますけれども、今回、12億円のうち5,000万円ということで、やはり12億円丸々は無理だったかなというのは正直なところと思っております。したがって、31年度当初予算で16億円というのはやはり4億円、5億円ぐらひは無理なのかなというような、現時点ではそのような感想を持っておるところでございます。以上でございます。

○副分科会長（浅田 徹） 村岡委員。

○委員（村岡 峰男） 結果論で物言ったらいかんかなとは思いますが、12億円予定したけども5,000万円で済んだんだから、そんなに厳しく、金がねえ、金がねえ言うないやということが、正直、言いたいわけです。ですから、予算組む段階と決算の段階で当然変わってくるのは変わってくるんだけど、私は、厳しさっていう点ではあるけども、余りようけ言わんほうがええなと、言い過ぎんほうがええのになんていうことを言いたいです。

○委員（椿野 仁司） 訴えだけで終わりました。

いいの、村岡さん。

○委員（村岡 峰男） はい、いいですよ。

○委員（椿野 仁司） ちょっといいですか。

○副分科会長（浅田 徹） 椿野委員。

○委員（椿野 仁司） 今の専門職大学の8億円で、今回、補正で土地開発基金に繰り出ししてる1億円なんだけど……（「うん」と呼ぶ者あり）1億円。違った、わしがどこ見とるだ。（「別物や、別物」と呼ぶ者あり）財調ね。でも、土地開発基金繰り出して書いてある。（「とは違う。別物、別物や」と呼ぶ者あり）違うんか。基金管理費のうちの1億円。

それで、こういうやり方っていうのは、僕は制度上のことよくわからないんだけど、こういうやり方をして、その先どういうふうな形に変わっていくのか、この行く先はどうなるのかちょっとよくわからない。どういうふうな基金管理を、1億円をいって、あと8億円のうちの1億円ですよね。だから、どういうふうな、これから運用の仕方をしていくのかなってところ辺がちょっとわからないんだけど、こういうやり方を今までしてましたっけ、いろんなこういうことに関しては。

○副分科会長（浅田 徹） 畑中課長。

○財政課長（畑中 聖史） いわゆる特目基金というような形できっちり使い道を分けてる基金はその基金に積み立てを行って、必要額があれば繰り入れてというようなことをしておるわけですけども、そこまで、基金を創設するまでもないという言い方はちょっと語弊があるかもしれませんが、そういったものについては、財政調整基金の中で、こっち側での内部での管理になりますけれども、この分で今1億円積み立てた残高、今回1億円というような管理をしながら、色がつけられないかわりに内部での管理を行って、積み立てを行い、必要な時期が来たらその分を繰り入れる、あるいは先に繰り入れがあれば所要額が積み立てられるまで積み立てていくと、そういったような管理をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○副分科会長（浅田 徹） 椿野委員。

○委員（椿野 仁司） それでいいんだろうけども、そういうことに制度上の何か問題は全くないんですか。別に問題ない。

○副分科会長（浅田 徹） 畑中課長。

○財政課長（畑中 聖史） 制度上の問題点というのは、特段、問題ないというふうに認識してやっておるところでございます。

○委員（椿野 仁司） 質問しとる側もちょっとよくわからへんし、また後で聞きますわ。

○副分科会長（浅田 徹） ほかにございませんか。

○委員（村岡 峰男） 今の関連で1つだけ、ほんなら。

○副分科会長（浅田 徹） 村岡委員。

○委員（村岡 峰男） ことし1億円を積みました。

したがって、8億円になるまで積んで、8億円になったっていうんか、その時点で寄附をすると、対県だったかな、運営の、というお金ですね、これは。確認だけ。

○副分科会長（浅田 徹） 畑中課長。

○財政課長（畑中 聖史） 8億円の寄附の時期ですとか、一括あるいは分割というようなこと、まだ全然決まっておきませんので、8億円が先に出る可能性というのもあるかと思います。いずれにしても、積み立ては8億円をやっていききたいというように考えているところでございます。以上です。

○副分科会長（浅田 徹） それでは、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副分科会長（浅田 徹） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本件は、承認すべきものと決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副分科会長（浅田 徹） ご異議なしと認めます。

よって、報告第4号、専決第6号は、承認すべきものと決定しました。

次に、報告第5号、平成30年度豊岡市繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

報告第5号中、当分科会に審査を分担されましたのは、所管事項に係る部分についてでございます。当局の説明を求めます。

畑中財政課長。

○財政課長（畑中 聖史） 57ページをごらんいただきたいと思います。報告第5号、平成30年度繰越明許費繰越計算書でございます。平成30年度から令和元年度に繰り越した額、こちらが確定しましたので、今回ご報告するものでございます。

60ページ、61ページをごらんいただきたいと思います。3月補正の段階におきまして、繰越明許費としてお認めいただいた分ですが、合計38事業ありまして、一番下段の真ん中あたりでございます。

か、61ページが一番左になりますが、翌年度繰越額でございます。27億9,300万3,000円でございます。

この中で、当委員会所管する事業でございますが、58ページ、59ページをごらんいただきたいと思います。9款の消防費の情報通信設備管理費432万円でございます。こちらは、消防本部所管事業でございます。高機能指令台の修繕に係るものでございます。

それから、その下でございますが、消火栓管理費で250万円、これは、消火栓の新設改良の工事の負担金で、防災課所管事業となっております。

説明は以上でございます。

○副分科会長（浅田 徹） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

○委員（村岡 峰男） ここは消防費だけか。

○副分科会長（浅田 徹） これだけです。

○財政課長（畑中 聖史） はい、当委員会は。

○委員（村岡 峰男） ああ、そうか、総務費は違うところか。

○副分科会長（浅田 徹） じゃあ、質疑を打ち切ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副分科会長（浅田 徹） 特にご異議ございませんので、報告第5号は、了承すべきものと決定いたしました。

次に、第60号議案、令和元年度豊岡市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

第60号議案中、当分科会に審査を分担されたのは、所管事項に係る歳入歳出予算補正についてであります。

当局の説明は、財政課から概要説明を、その後、組織順で各担当課から歳出及び歳入を一気にご説明をお願いしたいと思います。

それでは、順次説明をお願いします。

財政課長。

○財政課長（畑中 聖史） それでは、168ページをごらんください。第60号議案、令和元年度一般

会計補正予算（第1号）でございます。今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ3,802万1,000円を減額し、総額を466億1,897万9,000円とするものでございます。

当委員会に関しまして、歳入でございますが、180ページをごらんいただきたいと思います。今回の補正の財源としましては、上から3段目にございます財産収入の土地売り払い収入を2,976万3,000円増額し、同じページの最下段にあります財政調整基金繰入金を1億8,500万円減額することなどにより、一般財源を調整いたしております。土地売り払い収入につきましては、城崎町湯島の土地が売却できたことにより増額補正するものでございます。

概要につきまして、私のほうからは以上でございます。

○副分科会長（浅田 徹） 井上政策調整課長。

○政策調整課長（井上 靖彦） 184ページをごらんください。最上段になります。人件費14万6,000円、行革推進事業費5万3,000円、合計19万9,000円でございます。これは、当初予算で3回の開催を予定していました行政改革委員会をさらに3回ふやし、今年度中に第4次行政改革を前倒しして策定したいというふうに考えております。3回の委員会開催に伴う委員報酬、旅費、資料送付に係る費用等を上げております。以上です。

○副分科会長（浅田 徹） 原田防災課長。

○防災課長（原田 泰三） 続きまして、190ページをごらんください。189、190ページでございます。消防費のところに災害対策費というのがございまして、その中に、災害対策事業費というのが防災課所管でございます。報償金、報償費、会場借り上げ料ということで60万円を歳出として計上しております。これにつきましては、兵庫県のほうが中心になって行います災害時要配慮者支援に係る防災と福祉の連携促進モデル事業というものを兵庫県から30万円の補助金をいただきまして、豊岡市で福祉と防災が連携して要配慮者、災害時の要援護者の方々の避難支援にまつわる個別支援計

画を作成するというものに使うもの30万円、それからもう一つが、同じく、兵庫県から補助金を30万円いただきまして、マイ避難カードの作成をまず取っかかりとして、一部の地域でモデル的に実践をするという事業でございます。

その分の歳入のほうの説明のほうをさせていただきます。177ページ、178ページあたりでございます。特に178ページの一番最下段のところに、歳入といたしまして、災害対策費補助金というものがございます。先ほど説明しました60万円そのものが兵庫県のほうから歳入として各30万円ずつ入ってくるというものでございます。以上でございます。

○副分科会長（浅田 徹） 中地消防本部総務課参事、お願いします。

○消防本部総務課参事（中地 修） 189ページ、190ページをごらんください。中段の表、常備消防費の説明欄にあります一般管理費の消耗品費につきましては、平成31年度新規採用職員1名増員に係ります被服を購入するものでございます。増員となった理由につきましては、2月末日で職員1名が退職したことから、補充を行ったものでございます。以上でございます。

○副分科会長（浅田 徹） それでは、説明は終わりました。

質疑はありませんか。

足田委員。

○委員（足田 仁司） ちょっとよく知らなかったんですけど、178ページのだけじゃなしに、ここに書いてあるマイ避難カードというのは具体的にはどんなものか教えてください。

○副分科会長（浅田 徹） 原田課長。

○防災課長（原田 泰三） このマイ避難カードというのは、個人個人の方々がいつ、誰とどこに避難するというのを、今、豊岡でやってる個別支援計画のようなものの全市民版というもので、その取り組みをまずモデル地域として幾つかの地区で始めていこうというものでございます。要は、要援護者のみならず、一般の方々もあらかじめそういったことを

決めておくというようなことを進めていかなくはならないという考え方に基づくものでございます。

○副分科会長（浅田 徹） 足田委員。

○委員（足田 仁司） カードという名称は、小さい免許証ぐらいの大きさの携帯できるものと考えたらいいですか。

○副分科会長（浅田 徹） 原田課長。

○防災課長（原田 泰三） まだ具体的にこの形というのの仕様というのは特段決めてないんですけども、今、議員おっしゃられました、要は平時は例えば冷蔵庫に張ったりとか玄関のところに掲示をしないととか本人が持つといてってというようなことにもなりますし、災害のときはどこに避難するっていうようなことで、それを確認をして、避難をするということになりますので、いずれも余り大きなものではなくて、ある程度小さくてコンパクトにまとまって、そういった最低限のことが書けるというようなカードということになります。以上です。

○副分科会長（浅田 徹） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副分科会長（浅田 徹） それでは、質疑を打ち切ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副分科会長（浅田 徹） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副分科会長（浅田 徹） ご異議なしと認めます。

よって、第60号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で委員会に付託、また、分科会に分担された議案に対する審査は終了いたしました。

ここで、委員の皆さん、当局の皆さんから何かございましたら、発言をお願いします。

清水委員。

○委員（清水 寛） 済みません、総務委員会に係る内容ということで2点ちょっとお尋ねした

いことがあるんですけども、一遍に言ったほうがいいんですかね。これ、一遍に。

1つは、選管にお尋ねをするんですけども、18歳から選挙権がということの話がありました。今回の議会の中でも質問があったんですけども、そのご答弁をいただいた内容は当然、承知の上で質問なんですけども、あわせて、若年層の政治への関心が非常に低くなっているということが現実あると思います。その中で、より関心を向上させるための取り組みということで、これは当然、我々議会側も同じくしていく必要もあるんですけども、それぞれがそれぞれに活動するのではなくて、一体で取り組んでいくというようなことを考えてみてはどうかと思うんですけども、それについてのお考えなりを聞かせてもらえたらと思います。

もう1点は、広報に関することでのご質問なんですけども、これも議会そのものも当然、同じように考えていってる内容でもあるんですけど、今の豊岡市の広報、特に市の広報、紙媒体の広報と、あと、市のオフィシャルのホームページに関してなんですけど、それぞれが実はなかなか一体感を感じられないというような運用なのかなと思います。議会広報の中でもいろいろと勉強会に行かせてもらった中で、特に紙媒体の広報というのは、読んでもらう機会をつくっていくという意味では、よりビジュアル化をしていきなさい、特にグラフとか、わかりやすい形の紙面構成をしていくことで、より読んでもらえるような形ができるというようなお話も聞きました。その部分でいえば、今の豊岡市の広報というのは膨大な文字と膨大な情報に埋め尽くされているというのが現実だと思います。逆に、ホームページに関しても、本来のホームページの形というものからすると、もっと生かしていく方法があるのかなと思います。特に情報は無限に入れることができるわけですし、それをより整理して、より深く、より速くということがホームページそのものの持つ特質だと思います。そういう意味では、紙媒体の広報紙といわゆる市のホームページというものをよりメディアミックスといいますか、親和性を高

めた取り組みというのを考えてみてはどうかと思うんですけど、それについてのちょっと所見を伺いたいと思います。この2点をお願いします。

○副分科会長（浅田 徹） 宮岡選管・監査事務局長。

○選管・監査事務局長（宮岡 浩由） 若年層への政治的な関心を持っていただく取り組みなんですけど、改正の公職選挙法が公布されたのが平成27年6月19日でした。それから約1年間かけて、市内の高校、豊岡高校、近大附属高校、豊岡総合高校に出前授業に出向かせていただいております。ただ、その出前事業の取り組みも、そろそろちょっとやり方を変えるべきかなということは感じております。

あわせて、この地域、但馬地域では、特に投票行動を促す重要な要素の一つといたしまして、地縁であるとか血縁、いわゆるパーソナルネットワーク、こういうものが必要だと感じております。ということは、身近な人に声をかけていただいたら投票にも行きやすい、身近な人が投票所に立会人の方としてもおられたら足を運びやすい、そういう面もあるかなと思いますので、議員の皆さんと一体となってという取り組みであるならば、常日ごろから、折に触れて若年層の皆さんへの声かけもお願いしたいということ。それからもう一つは、候補者の皆さんが訴えられている政策について、若年層がもう一つ理解し切れていない面もあります。もちろんしっかりと公約、選挙公報を読んでいただければわかる内容ではあるかなと思いますけど、まだまだ投票の初心者でございますので、議員の皆さんからももう少しそういう方々にわかりやすい説明をお願いできれば非常にありがたいというふうに感じております。以上です。

○副分科会長（浅田 徹） 和田秘書広報課参事。

○秘書広報課参事（和田 征之） 広報紙とホームページの親和性についてというお尋ねについてお答えさせていただきたいと思います。

市のほう、ホームページにつきましては、平成17年の合併当時からずっと同じもの、システムを使

ってきておりました。その中で、13年間たちまして、昨年の5月から新規の現在のホームページのほうに移行したところでございます。実際に問い合わせというのは、新システムになりましてからあったことも事実でございます。それに基づきまして、検討できるものにつきましては検討し、修正もかけてきたところでございます。今後も、さまざまなご意見をいただいた上で、できるものにはして、調査研究をさせていただき、よりよい市民の皆様、全国の皆様にも見ていただけるようなホームページなり市広報のほうにさせていただくよう努力させていただきたいと思っております。

なお、ホームページに関しましては、よりよいホームページにするためには改修がかかるものとそうでない、運用で解決できるようなものもあるかと思っております。運用で解決できるようなもの、例えば操作について一定のルールを設けて、それを市役所の職員で研修をしたりということも今後検討できたらなというふうに思っております。以上でございます。

○副分科会長（浅田 徹） 清水委員。

○委員（清水 寛） それぞれありがとうございます。

選管の部分に関しては、特に我々議員にとっても非常に深くかわかりする部分でもありますし、特に若い方が出てきていただきたいということも、これは議員全ての方が思われることだと思います。そういう意味では、我々自身もいろいろと考えて、取り組んでいかなければならないテーマだと思うんですけども、特に選管のほうで、生のいわゆる議員の声というか、政治家の声を聞いてもらうような機会というの、当然、議会側でもつくっていくということはあるんですけども、例えば高校生なんかと一緒に取り組みをされるような機会に、こういう時期、タイミングでこういうのをするんですけど、もし一緒に何か参加できる方がおられたらどうですかというような声かけを逆に投げてもらってもいいのかなと思うんですけど、そういうことについて、どうですか。

○副分科会長（浅田 徹） 宮岡局長。

○選管・監査事務局長（宮岡 浩由） そういう機会があれば、ぜひとも私たちも力を尽くしていきたいと思っておりますので、生徒さん方の要望というより、これは学校の誘導も多分にあるかと思っておりますので、学校も巻き込みながら、生徒さんにそういう関心を持っていただくような取り組みを今後、機会があればというか、機会を捉えて試みてみたいなというふうに考えております。以上です。

○副分科会長（浅田 徹） 清水委員。

○委員（清水 寛） ぜひそういう機会をどんどん取り入れていっていただけたらと思ひますし、議員側のほうもそういう声をいただきながら、実は高校生の声とかっていうのはひょっとすると逆に我々のほうがよく聞いているのかもしれないんですけども、学校がなかなか難しいというのは、当然このご時世ですし、教えていかなければならないことがたくさんあり過ぎて、プラスアルファのことっていうのは向かえないのかなと思ひますけど、やはり生徒のほうは非常に関心を持ってる時期だと思います、特に、今から大丈夫と言われると。そういう機会が今後、大きくなっていく中で、このタイミングでしてないと多分機会がないんじゃないかなと思ひます。今の高校生の親御さんたちっていうのは、ひょっとすると私の世代に近いところだと思いますけども、非常に投票行動が低い世代だと思いますし、そういう意味では、親御さんからの教育というのがなかなか不十分な現状というのがあると思ひますので、そういう意味では、教育というよりもかなり違う視点から踏み込んでいただけたらと思ひます、これはまたお願いということで。

広報のほうに関してなんですけど、例えばこれはちょっと提案というか、アイデアなんですけど、今の広報紙の中でも、詳しくはホームページへというようなことがたくさん掲載としてはあるんですけども、現実、ホームページのほうに行くと、その情報にすぐに行き当たるというのは非常に難しいのかなということで、例えば広報そのものはホームページのほうにそれぞれPDFのページがばらばら

でアップはされるんですけども、それに記載されているようなもの、例えば申請書であったり、それぞれの各課からのお知らせの中で、今こういう取り組みしてますよって、より詳しい情報を出してるものをそのページから誘導していくというようなことがあってもいいのかなと思いますけど、その点いかがでしょうか。現実的な運用でできることでしょうか。

○副分科会長（浅田 徹） 和田参事。

○秘書広報課参事（和田 征之） 先ほども昨年の5月から新システムに移行したということをご答弁させていただきました。新システムの中には、全てのページにページ番号というものが振られております。そして、そのページ番号を検索できる機能もトップページのほうにございます。今後は、親和性ということも含めまして、広報のほうに一発で目的とする情報にたどり着けるようなことも考えて検討していけたらというふうに思っております。以上でございます。

○副分科会長（浅田 徹） 清水委員。

○委員（清水 寛） 恐らく広報紙はなかなか今は読まれないというようなお話は答弁の中でもたくさん聞きますけども、やはりそういう意味では、ホームページそのものが実は市の行政情報を出していくワンストップ、一番最初のプラットフォームになるのかなというふうに思います。逆に、広報紙というのは、それに対するガイド版のようなすみ分けをしていくというのも一つかと思えますし、さらに、今はまだステップということで、これは我々議会広報とか、そういう部分でも検討していかなければならないことだと思いますけども、その次のステップとして、より市民に参加をしてもらうというような取り組みも考えていかないといけないと思うんです。これは、恐らく市広報だけではなくて、議会だよりのほうでも検討していかなないといけないテーマだと思います。そういう何か勉強会というものがもし仮にできるのであれば、それぞれ市の情報を発信していくという、同じステージに立ってる者なわけですから、機会づくりというのがあってもいいの

かなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○副分科会長（浅田 徹） 和田参事。

○秘書広報課参事（和田 征之） 市民参加ということは大変よいことかなと個人的には思います。今後、市民により見てもらえるような工夫をしながら、今後、研究をしていきたい、そのように感じておるところでございます。以上でございます。

○副分科会長（浅田 徹） 清水委員。

○委員（清水 寛） すぐにたどり着くようなところではないと思いますので、ぜひどんどん市民にとってより使いやすい、市民にとってよりよい形というのを模索していきながら進めていっていただきたいと思います。以上です。

○副分科会長（浅田 徹） ほかににはございませんか。

村岡委員。

○委員（村岡 峰男） ちょっと1つ関連して。先日、市民の方から、議会の一般質問をインターネットで見teおったと、ところが、見れなくなっちゃったという苦情が私どもの事務所に寄せられて、その返す中で、議会事務局のほうにまた送ったようなんですね。事務局でお聞きをしたら、何か100件の契約だから、同時に100件を超えたら、101件、102件の人はもう見れないと、インターネット中継、ということのようですよというようなことを聞いたんですけども、そういう契約なんのでしょうか。わかりますか。

○副分科会長（浅田 徹） はい、議会事務局。

○事務局主幹（佐伯 勝巳） 議会のライブ中継のシステムにつきましては、議会事務局のほうを担当しております。秘書広報課ではなくて、議会事務局でございます。

先日の一般質問初日の特に午前中でございますけど、確かにアクセスが集中しまして、非常に見づらい状況になってしまいました。今、業者とも調整しまして、施したのは画質を若干抑えて、より多くの人にきちんと見ていただくと、ちゃんとお届けするっていうのを重視して、画質を抑えて提供しているところでございます。今後、これまでの調整結果

を鑑みながら、一番いい状態に持っていきたいなと
しているところでございます。以上でございます。

○委員（村岡 峰男） 済みません、わかりました。
その点は、じゃあ、よろしくどうぞお願いします。
もう1点、いいでしょうか。いいですか、もう1
点。

○副分科会長（浅田 徹） はい、どうぞ。

○委員（村岡 峰男） 一般質問の中で、何人かの方
の質問の中で、人件費にかかわって、任期つき職員
に変わるとか何かなるから、人件費、この関係で2
億何千万とか3億円近いお金が人件費でようけ要
るというような説明というのか、回答があったよう
に思うんですが、どういうことかようわからんので
す。これは臨時職員、あるいは嘱託職員の身分、給
与に関係する、そういうことなんでしょうか、ちょ
っと教えてくださいな。わからへん。

○副分科会長（浅田 徹） 部長。部長みずからで
すな。じゃあ、成田総務部長、お願いします。

○総務部長（成田 寿道） 人事課長来ておりません
ので、申しわけありませんが。

○副分科会長（浅田 徹） はい、了解です。

○総務部長（成田 寿道） 一般質問の中で出てきま
した、市長が発言された部分だと思えますけども、
会計年度任用職員制度という制度が来年の4月1
日から全国で同じパターンになってくると。それは、
今、言われる臨時職員さん、嘱託職員さんという正
規職員以外の職員さんについて、全て会計年度の任
用職員にしろさいというふうになってると。そうな
ってくると、今の状態よりも例えば条件によって退
職金が要るとか手当が要るとかいうような、今より
も、そういう条件がついてきますので、その分で、
ざっとの試算ですけども、2億5,000万円とか
いう分が今よりもたくさん人件費としてかかって
くるというふうな試算というか、見込みがあるとい
うことを発言の中で言われたということです。で、
よろしいでしょうか。

○委員（村岡 峰男） いいですか。

○副分科会長（浅田 徹） 村岡委員。

○委員（村岡 峰男） 来年の4月からいわゆる臨時

職員さん、嘱託職員全てが任期を、会計年度を決め
て雇用せんなんと。だから、臨時職員の方、例えば
3カ月の職員、臨時雇用ありますね。こんなんも任
期を3カ月、もう最初から決めて、あるいは半年、
あるいは1年という期限を決めて対応することによ
って、ほかの手当が今よりは余分に要するようにな
ると。したがって、その部分が2億5,000万円
相当、今よりもようけ要るということですか。

○副分科会長（浅田 徹） 成田部長。

○総務部長（成田 寿道） 粗く言えばそういうこと
です。現在の臨時さん、嘱託さんが基本的には3時
間とか、そういう細かいところはちょっと置いと
いて、基本的にはその方たちが会計年度任用職員とい
う、そっちの制度のほうに移行されるようなことにな
ると。そうなってくると、今、言われたように、
その分、少し人件費として余分に高くなる、負担が
大きくなる、市としたら、という状況があるとい
うことです。

○委員（村岡 峰男） もう一つだけ確認。

○副分科会長（浅田 徹） 村岡委員。

○委員（村岡 峰男） 会計年度ってことになると、
基本的に1年、会計年度、のことなんでしょうか。
例えば2年、3年という年度にまたがっての雇用も、
今まで嘱託っていうのは大体3年というように思
うんですけども、その辺もあるわけですね。

それと、もう一つは、そのことは、要は臨時職員、
嘱託職員にとっては労働条件の相当の改善になる
というふうに理解したらいいんですか。

○副分科会長（浅田 徹） 成田部長。

○総務部長（成田 寿道） 会計年度ということす
ので、4月1日から3月31日までがそれぞれの会
計年度ということになります。が、それを3年まで
は更新できるというような制度内容にしようと、そ
の辺はそれぞれ組んでいくんですけども、いうこと
ですので、1年でもうまたゼロからやり直すとい
うことにはならないような制度を今、検討しとる、国
のほうも含めてということと……（「雇用改善」と
呼ぶ者あり）まさに今の臨時職さんでしたら、日給
です。1日何千円。嘱託さんは月給。臨時さんでも

月給の方も一部あるわけですが、その方たちが35時間のパートタイマー、今、38時間45分というのが正規の勤務時間になるんですけど、我々よりも少し少ない35時間での勤務というふうになります。さらに、全て月給になるというふうなことがございますので、その辺で見ますと、多く、はっきり言いまして、今よりは待遇改善されるというふうに認識しております。

もう1点だけ。一応、この件につきましては、条例改正等も必要になってきますので、今のところ9月議会に向けて、また議員の皆さんにもお願いさせていただくようなことになる予定としておるところです。

○委員（村岡 峰男） はい、わかりました。

○副分科会長（浅田 徹） この辺で、それでは、打ち切りたいと思いますけど、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、当局の皆さん、大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

それでは、お引き取りをお願いします。

それでは、当局の皆さんが退席されましたので、協議事項進めていきたいと思います。

これより（2）の意見・要望のまとめについて、分科会意見・要望のまとめを議題としたいと思います。

今までに分科会に審査を分担されました案件の審査は全て終了したわけでございます。

ここで、分科会・意見要望として、分科会長報告に付すべき内容について協議をしたいと思います。何か皆さんのほうから付すべき内容についてございますでしょうか。

○委員（樫野 仁司） 村岡さん、要望出しなっちゃん。

○委員（村岡 峰男） いや、あれは委員会だ。分科会じゃない。

○副分科会長（浅田 徹） 分科会。

○委員（村岡 峰男） 委員会のほうだな、あれは。

○副分科会長（浅田 徹） まずは、分科会意見、分科会のほうですね。

○委員（樫野 仁司） 今、分科会のほうの話なのか。分科会。

○副分科会長（浅田 徹） 分科会です。まだ分科会、引き続き。

○委員（村岡 峰男） 分科会はなかった。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副分科会長（浅田 徹） じゃあ、一応、今、なしというふうな、口頭で聞きました。今回については、ないということで決定してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副分科会長（浅田 徹） ちょっと暫時休憩します。

午前11時28分 分科会休憩

午前11時30分 分科会再開

○副分科会長（浅田 徹） 分科会を再開します。

当局から説明を受けました。それぞれ異議なしということで結審したわけですが、じゃあ、分科会としては、今回の補正予算ですが、意見・要望をつけないというふうなことでご異議なしということで認めていただいたということで決定しますので、よろしくご承知お願いいたします。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、これで分科会を閉会いたします。

午前11時31分 分科会閉会

午前11時31分 委員会再開

○副委員長（浅田 徹） それでは、委員会のほうを再開したいと思います。

それでは、委員会につきまして、次に、協議事項の意見・要望のまとめにつきまして、委員会の意見・要望のまとめを議題としたいと思います。

それぞれ、委員会につきましては、審査は終了しております。

ここで委員会の意見・要望として委員長報告に付すべき内容について協議をしたいと思います。

委員長報告について、何かこれはということがございましたら発言をよろしくお願ひしたいと思います。

はい。

○委員（村岡 峰男） 土地開発公社について、審査の中でも申し上げたんですけども、歴史的にも土地開発公社の用が終わつとるという思いがします。現に土地の所有も2件ということですので、もう解散を真剣に検討すべきだということを意見として上手にまとめてほしいんですけど、どうでしょうか。

○副委員長（浅田 徹） 今の村岡委員のほうから、先ほど委員会の中でもございました公社のいわば解散についての検討を進めてほしいと、真剣にと、これを付すべき内容というようなことでありましたけど、どうでしょうか、ほかの委員さん方。

それでは、今の内容をこの委員会としては一応つけるということで、この内容等につきましては、当事者であります村岡さん、それから代表の私と、それと事務局で案文についてはまとめさせていただくということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅田 徹） それでは、今、正委員長おりませんので、そういうちょっといろいろあるかもわかりませんが、ご一任いただくということでご異議なしと認めて、そのように決定をさせていただきます。

じゃあ、その1点でまとめるということでよろしく願いをしたいと思います。

それでは、順番をちょっと入れかえまして、4番の報告事項、豊岡市コミュニティセンター個別施設計画ということで、冒頭でも申し上げましたように、コミュニティの担当の部長来ていただいております。担当課長ともに説明を受けたいと思いますので、それぞれ資料につきましてはきょうご持参いただきました、事前にいただいております、豊岡市コミュニティセンター個別施設計画の策定についてということでいただいております。これを用意されまして、説明のほうを受けたいと思います。

じゃあ、よろしくお願いいたします。

○地域コミュニティ振興部長（幸木 孝雄） 貴重なお時間いただきありがとうございます。このたびコミュニティセンターにおける個別施設計画がまと

まりましたので、そのご報告ということでお耳に入れたいと思ひまして、お時間をとっていただきました。

では、早速に説明に入らせていただきます。

○コミュニティ政策課長（土生田祐子） それでは、豊岡市コミュニティセンター個別施設計画の概要についてご説明をさせていただきたいと思ひます。

本計画につきましては、公共施設再編計画に基づいて、今後も維持継続の方向になっておりますので、この施設について、長寿命化を目的として維持管理・修繕等の必要な将来負担を把握して、計画的な保全を図るために、公共施設等適正管理推進事業債というものを活用しながら、その必要条件であります個別施設計画を策定いたしましたので、よろしくお願いいたします。

なお、この公共施設等適正管理推進事業債を活用とするものは、ほかの施設、例えば学校、スポーツ施設などもありまして、今後、順次、個別施設計画が策定されれば、財政状況とにらみ合わせながら、公共施設等マネジメント推進委員会などに諮るなど、横断的な調整を図る必要がありますので、それらとあわせて進めてまいりたいと思っております。

説明は以上とさせていただきます。

○副委員長（浅田 徹） 説明終わり。

○地域コミュニティ振興部長（幸木 孝雄） 済みません、以前、ご説明がちょっと長いということもありまして、きょうはコンパクトでいこうということ……（「コンパクトいいですね」と呼ぶ者あり）はい。ここに資料をおつけしておりますけど、例えば3ページごらんいただくと耐用年数の表とかついております。例えば鉄筋コンクリート造だと60年のものを80年に延ばすとか、そういうことをしまして、その下のほうに、大きな6番で、効果額ということで（1）、（2）、（3）と上げております。例えば（1）ですと49億円とか上げておりますが、これは現在あります施設の公共施設等の総合管理計画といいますが2055年までですので、そのスパンで出すとこれぐらいの額になると。ただ、この効果額というのはどのスパンでとるかによっ

て変わってきますので、そういう程度の数字だというふうにご認識いただければありがたいというふうに思っております。

冒頭に課長が申しましたとおり、これ、あくまでコミュニティだけの個別計画ですので、これに沿って整備が進むということではなしに、今後それぞれの施設ごとにこの計画出てきますんで、それが出尽くした時点で全庁的な調整を図って決めていくことになるんだろうというふうに考えております。以上でございます。

○副委員長（浅田 徹） じゃあ、説明は終わりましたので、委員さんのほうから質問があれば。

暫時休憩します。

午前 11 時 38 分 委員会休憩

午前 11 時 49 分 委員会再開

○副委員長（浅田 徹） 再開いたします。

説明をいただきました。委員会メンバーとしましては、今後それぞれ個々に、個人的にいろいろとまたお尋ねすると思います。どうもありがとうございます。

それでは、委員会の協議事項、戻ります。3 番目の懇談会（意見交換会）についてを議題といたします。

まずは、事務局からの説明を求めます。

○事務局主幹（佐伯 勝巳） （3）懇談会（意見交換会）について説明いたします。

まず、次第に書いてありますとおりですけども、ア、日時は7月31日水曜日午後1時半から2時間程度の予定です。イ、場所はここ、第1委員会室で、相手方はイーブンネットたじまさんです。テーマとしましては、仮ではございますが、「男女共同参画・ジェンダーギャップ解消の現状と課題～いきいきと自分の人生を生きる～」としております。

相手方のイーブンネットたじまさんについて、少し説明をいたします。ジェンダーギャップの解消をテーマに意見交換するのに何か適した団体がないかとワークイノベーション推進室に尋ねました。そしたら、こちらの団体を推薦いただいたところです。

この団体、発足してから20年程度の歴史を持つ団体で、但馬全域から18名、うち17名が女性です。男性が1名です。地域別にいきますと、豊岡市7名、美方郡8名、養父市2名、朝来市1名です。会長は新温泉町の議会の議員をされていらっしゃる女性の方でございます。年間の活動としましては、男女共同参画週間に伴う街頭啓発活動とか兵庫県男女共同参画推進員但馬連絡会議の講座などをされるようです。来週、総会をされるということで、この意見交換会を話題にされまして、参加者を募られるという予定になっております。ですので、ちょっと現時点ではどの程度の方が参加されるのかわかっておりませんが、ここでの開催で、座席については対話しやすいように上下のない感じ、口、片仮名の口の形ですね、その辺をベースにして考えたいと思っております。

○副委員長（浅田 徹） ありがとうございます。

まず、ここの日時でございます。7月31日の水曜日、午後1時半から2時間程度と予定しているわけですけども、実は病院議会のほうの総務委員会が朝から開催されまして、ちょうど私と足田委員が出席ということで、人事の更新といいますか、結構新しい、病院当局のそれぞれ職員の皆さんの異動といいますか、かなりベテランの方が退職されて、新任の方ということで、非常に時間的には説明時間にかかるのかなというふうなものとあわせて、ちょっとやっぱり4時ごろまでを予定されてるということがありまして、この辺のそれぞれ各委員さん方、相手方のイーブンネットたじまについても7月31日があいてるということだったんですけども、少しこの辺の修正をちょっとさせていただいたかなのと、こういう思いがございます。

それで、もしこの7月31日にするのであれば、時間をちょっとずらしていただいて、午後4時ぐらいからというふうな、1時間半程度、それか、今度1日、2日が柳祭ということもありまして、聞きましたら、向こうも豊岡の委員さんも多いということで、もしも2日に日延べするのであれば何とか午前中で済むように時間の設定の変更も含めてちょっ

と向こうと交渉したいなという思いがあるわけですが、これについては事務局と私のほうに一任していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅田 徹） そしたら、そのように、相手さんもあることです。総会をこれからなされるということも含めてです。向こうも2日は何かあいとったようにということで聞いておりますので、そのように調整させていただくということで、31日でできれば午後4時から1時間程度、もしも変更ということになれば、日延べしまして、8月の2日の、夜は花火大会ですが、何とかその2日の午前中に終わるような形で、変更についてちょっと協議を進めさせていただきます。

それでは、この件につきましては、ご異議なくということで決定をさせていただいたということで、ありがとうございます。

○委員（椿野 仁司） いや、ちょっと委員長、教えてもらいたいんだけど、イーブンネットたじまつているのは私も初めてなんだけど、この方たちとやることは別にいいんですけど、但馬となったら例えばイーブンネット養父だとかイーブンネット神戸だとかって、今、見とったら兵庫県立の男女共同参画センターでイーブンっていうのがあるんだけど、男女共同参画のことやってる、県がやると、このイーブンとはまた違う、単独のものなの。中身がわからへんで、これ。ネットで調べても、たじまつているの出てこないけど。

○事務局主幹（佐伯 勝巳） もともと県の全域でつくったイーブンネットのうちの但馬の部分といたしますか、支部のようなものと聞いております。

○委員（椿野 仁司） 当日は、この会長さんっていう方も来られるんですか。

○事務局主幹（佐伯 勝巳） 当日、会長が来られるかどうかちょっとまだ確認はできておりませんが、恐らく来られると。

○委員（椿野 仁司） わかりました。了解です。じゃあ、よろしくお願いします。

○副委員長（浅田 徹） じゃあ、この件はこの程度にとどめたいと思います。

それでは、4番目の閉会中の継続審査申し出についてを議題としたいと思います。

資料の4ページにあります委員会重点調査事項を閉会中の継続審査事項として議長に対して申し出たいと思いますけれども、これにご異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅田 徹） ご異議なしと認め、そのように決定をさせていただきました。

それでは、その他でございますけれども、委員の皆さんから何かあればお願いしたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（浅田 徹） 特にないようでございますので、それでは、以上をもちまして総務委員会を閉会させていただきます。本当に長時間、ご苦労さまでした。どうもありがとうございました。

午前11時57分 委員会閉会
